

参画の適用対象（案）について

- 1 花巻市まちづくり基本条例第12条第1項に規定するまちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃（以下「対象事項」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
 - (3) 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更
 - (4) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
 - (5) 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更
 - (6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの
- 2 上記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものについては、対象事項としないことができる。
 - (1) 軽微なもの
 - (2) 緊急に実施しなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - (4) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

※ 第4回市民参画・協働推進委員会での検討結果を基に作成。

【参考】花巻市まちづくり基本条例（抜粋）

（市政への参画）

第12条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。

2 市民の参画については、別に条例を定めるものとします。

（市民参画の方法）

第13条 前条の規定による市民が自らの意思で参画できる方法は、次の各号に掲げるものとし、対象となる計画又は条例等に応じて2以上の方法により行うものとします。

- (1) 意向調査の実施
 - (2) パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施
 - (3) 意見交換会の開催
 - (4) ワークショップ（市民が主体性をもって研究・議論することをいいます。）の実施
 - (5) 審議会その他の附属機関における委員の公募
 - (6) 前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法
- 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとします。

参画の適用対象（案）の説明

1 対象事項

- (1) 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
総合計画の基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画など
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
まちづくり基本条例、男女共同参画推進条例など
- (3) 市民生活に重要な影響を及ぼす制度の導入又は変更
通学区域の設定、住民投票制度など
- (4) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
悪臭公害防止条例など
- (5) 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更
体育館、運動公園、図書館など
(建設の趣旨が全域に関わり、不特定多数の市民が等しく利用できる建物)
- (6) 上記(1)から(5)に掲げるもののほか、特に必要と認められるもの

2 対象事項からの除外規定

- (1) 軽微なもの
引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等、政策的な判断を要しないもの
- (2) 緊急に実施しなければならないもの
災害の発生など緊急な対応を要する場合
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているものなど
- (4) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの
予算編成、人事など（市の機関が自らの責任と意思で決定すべきもの）
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収（地方税法第74条第1項により、条例の制定・改廃の直接請求の対象とされていないもの）
※ 地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合は、除外事項としない（対象事項とする）。

参画の「適用対象」とは

花巻市まちづくり条例は、市政全般への市民参画・協働の原則をうたっています。すなわち、

●第3条第2項で「まちづくりに関する計画の策定」等に当たっては（すべて）この条例に適合させるとし、



●第5条でその基本原則を「参画と協働によるまちづくり」及び「情報共有」と定め、



●第12条ではさらにその中から特に「まちづくりに関する重要な計画の策定」等について参画手続の保障を求めています。

「まちづくりに関する計画等」

＝「参画と協働」「情報共有」の原則による

「まちづくりに関する重要な計画等」

＝「市民が自らの意思で参画できる方法※
を用いて」参画機会を保障する

※方法は以下の2以上の方法による

【意向調査】【パブコメ】【意見交換会】

【ワークショップ】【審議会等の委員公募】

【その他適切な方法】

●したがって、今回の諮問事項中の「参画の適用対象」とは、第12条でより厳格な手続を義務づける「重要な」の範囲を指しています。その範囲外のもの＝市民参画しなくてよいということではなく、参画と協働の原則にのっとり行う必要があります。

●「重要な」の範囲に含まれない計画や事業等についてはどのような参画のあり方が望ましいのかは、今後必要に応じ、諮問事項の「その他市政への参画方法に関すること」の中でご議論いただくこととなります。

Ex・紫波町市民参加条例第6条第3項

「町の機関は、対象事項以外のものについても市民参加の方法を行うよう努めるものとする」

・大和市市民参加推進条例第6条第4項

「執行機関は、対象事項以外のものについても、積極的に市民参加の手続を行うよう努めるものとする」

参画の「しくみ」とは

●何に参画するか（適用対象）とともに、どうやって参画するか（仕組み）がもう一つの柱となります。諮問事項では「参画の仕組み（手法の組み合わせと具体的運用）」の検討を求めています。

手法はまちづくり条例第13条で「意向調査」「パブリックコメント」「意見交換会」「ワークショップ」「審議会等の委員公募」「その他適切と判断される方法」の6つが定められています。

●そこで、「仕組み」を考える上でポイントになるのは次の3点と考えられます。

① 手法の組み合わせ

計画や事業の内容、性格に応じて、6つの手法のどれを適用することがふさわしいか。どのような方法がより多くの市民参画を促し、その効果を上げる上で望ましいか。

② 手法の具体的運用

6つの手法に関し、それぞれの具体的な動かし方はどうあるべきか。例えば「パブリックコメント」について、閲覧期間や閲覧の場所、意見提出の方法、結果の公表方法など、より市民にとって参画しやすい方法はどうすればよいか。

さらに、「その他適切と判断される方法」にはどのようなものが考えられるか。

③ 参画方法の公表

せっかく参画の手法を講じても、市民がこれを知らないで参画機会を逃したりすることのないよう、まちづくり条例第13条第2項では「市の執行機関は、(中略)参画の方法を決定したときは、これを事前に公表するものとします」と定めています。

この事前公表の具体的運用をどうするかも、大切な点です。

この一連の「仕組み」を市民の視点で見ると、

参画の対象、方法を知る ⇒ 参画する ⇒ 参画の結果を知る

●なお、まちづくりに関する計画等の中で、12条の適用対象の範囲外となったものについても、市民参画・協働の原則のもと策定されるべきであることは前述の通りであり、その具体的な目安となる考え方を、指針として盛り込んでいくことは考えられます。

【例】児童公園などの地域限定型の公共施設であっても、隣接住民や利用者である子どもたちの意見を聞く機会を設ける、など。

参画の「しくみ」に関する参考例

① 手法の組み合わせ

宮古市参画推進条例（抜粋）

（参画の方法）

第8条 市の執行機関は、自治基本条例第14条第3項に規定する意見表明及び前条第2項に規定する参画の機会等（以下「意見表明」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、確保しなければならない。

- (1) 多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要であると認める場合 アンケート
 - (2) 専門的な知識及び経験に基づく審議、個人の知識及び経験に基づく自由な意見交換等が必要であると認める場合 審議会等の審議
 - (3) 事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要があると認める場合 パブリック・コメント
 - (4) 事案の説明等を通して、複数の市民の意見を収集する必要があると認める場合 市民説明会
 - (5) 議論、共同作業等を通じて、複数の市民との一定の合意形成を図る必要があると認める場合 ワークショップ
- 2 市の執行機関は、前条第1項及び第2項各号に掲げる事項（以下「参画事項」という。）について、より多くの意見表明を求める必要がある場合は、前項各号に掲げるもの（以下「アンケート等」という。）を同時に実施することができる。
- 3 市の執行機関は、アンケート等を実施したときは、不開示情報を除き、速やかにその結果を公表しなければならない。

② 手法の具体的運用

パブリックコメント制度の実施手順（花巻市パブリックコメント指針）

③ 参画方法の公表（参画手続きの実施予定）

- ・宮古市広報（平成20年11月）
- ・紫波町広報（平成20年10月）

パブリックコメント制度の実施手順

